

◎当ファンドは、NISAの「成長投資枠」の対象商品です。

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2024.4.19

なかの日本成長ファンド

追加型投信／国内／株式

◎当ファンドは、特化型運用を行います。



○本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

○ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には投資信託約款(以下「約款」といいます。)の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

●**委託会社** [ファンドの運用の指図を行う者]

なかのアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3406号

照会先

ホームページアドレス <https://nakano-am.co.jp/>

電話番号 03-6661-0508

受付時間 午前9時～午後5時
(土、日、祝・休日は除きます。)

●**受託会社** [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

野村信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

投資家の皆さんへ

資産所得倍増プランの政策として具現化された新NISA。制度の抜本的拡充により、この国が遅まきながら「資産運用立国化」に向けた国家戦略を明示化したわけです。

その要諦は、私たち生活者のお金が国内産業界の活性化を促して、企業たちがお金に込めた想いに応じ奮起して成長力を取り戻すことにあります。

「なかの日本成長ファンド」は、私たちの強い意志を共有する投資マネーを長期産業資本として投入して、産業界の付加価値創造の成果が長期投資家にリターンとなって享受される！ こうした国内を理想的に循環するインベストメントチェーンのメカニズムをリードする金融機能を先導すべく、将来の日本社会への想いを込めて、

皆さんと一緒に長期投資の旅を歩んでいく！ 本格的長期資産育成型ファンドです。

…ひとりでも多くの同志のご参加を心よりお待ちしております！

なかのアセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 中野 晴啓

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	日本	ファミリー ファンド

※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

委託会社の情報

委託会社名	なかのアセットマネジメント株式会社
設立	2023年9月1日
資本金	627百万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	委託会社が運用する証券投資信託はありません。

(2024年2月末現在)

- この目論見書により行う「なかの日本成長ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2024年4月3日に関東財務局長に提出しており、2024年4月19日にその届出の効力が生じております。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として、国内の金融取引所に上場している株式に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1 確度の高い長期的な利益成長が見込まれる(クオリティ・グロース)企業への厳選投資を通じて信託財産の長期的な成長を目指してボトムアップ運用を行います。

2 株式投資は高位を維持します。また、売買回転率は低水準に抑えます。

3 運用プロセスは以下の通りです。

・ユニバースの選定基準

投資先企業については長期に渡る利益の成長が確度高く見込まれる企業を厳選し、期間と成長率の積の大きさ及びその確度の高さでユニバースを構築・管理・維持します。

・独自のボトムアップ調査と銘柄選定

投資候補先企業の提供する財やサービスを深く洞察し、取材に基づく長期の業績予想を行います。成長率、成長期間、資本コスト、市場環境から理論株価を算出し、株価水準との対比で年率のアップサイドの確度と大きさで投資判断を行います。

・エンゲージメント

投資先候補の経営課題を洗い出し、成長率、成長期間、資本コストを改善するための対話と提案を定期的に行います。企業との対話を継続し、企業の永続的な成長性の底上げを行うよう努力します。

・ポートフォリオ管理

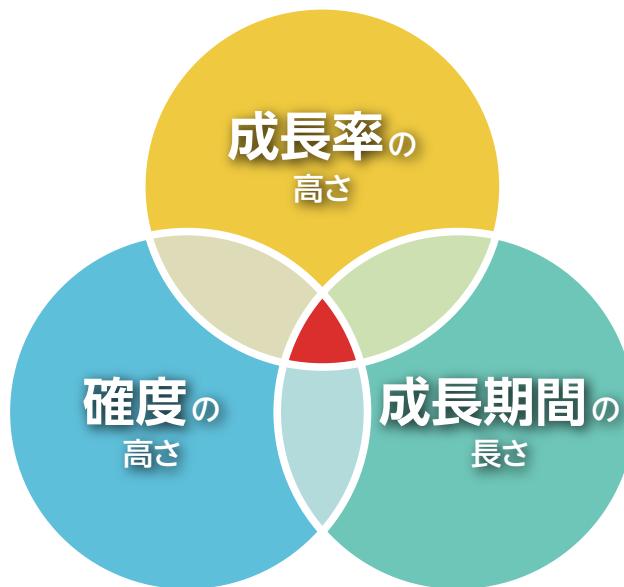
厳選された投資先企業との対話を定期的に行い、ボトムアップリサーチによる長期の業績予想を継続的に行い、理論株価と現株価との乖離と業績予想への確度の高さをもってポートフォリオを適宜見直します。1-2年のリターンではなく、10-20年において数倍から数十倍になる投資リターンの達成を目指します。



ファンドの目的・特色

運用プロセス

ユニバース選定におけるクオリティ・グロース投資の3要素



投資プロセス



◎ ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行います。





ファンドの目的・特色

◎ 主な投資制限

- ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・外貨建て資産への投資は行いません。
- ・デリバティブ取引は行いません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャーは信託財産の純資産総額の100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

◎ 分配方針

毎決算時(原則として毎年4月24日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ・分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・分配金額は委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ・留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

運用チームから皆さまへ

近年の日本株のパフォーマンスが世界で突出していますが、理由は主に2つあります。一つ目は、日本企業の業績の急拡大です。円安を背景に国際競争力が回復しているのです。日本企業の海外での市場占有率が高まりつつあります。日本の大型株の増収率はジャパン・アズ・ナンバーワンと呼ばれた80年代に匹敵するペースを記録しているのです。

二つ目は、資本の効率化への期待です。東証は上場企業に「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を開示するよう要請しています。事実、日本企業は過剰ともいえるキャッシュを内部留保として貯めこんできましたが、保守的な経営を是正しつつあります。今後は長期に渡り、株主還元策に前向きとなり、配当の大幅な拡充や機動的な自社株買いが大いに期待できる情勢となっているのです。こうした中、長期投資家として、なかのアセットは、業績の成長率と成長期間の積の大きさとその確度の高さを重視する「クオリティ・グロース」というスタイルを専門とするブティックハウスとして日本の資産運用の高度化の一翼を担っていく所存です。

カーボンゼロを目指す人類には、時間が残されておらず、世界中の大企業同士が役割分担を明確にして、それぞれの持ち場でスピーディーかつ高効率な事業展開が求められるようになりました。そのためには、収益性の低い苦手な事業から撤退し、得意な事業に経営資源を集中して、これを拡大することでしか、人類への意味のある貢献はできないのです。こうした時代の要請の中で、いま、企業も投資家も全力疾走が求められる時代になったのです。わたしたち、なかのアセットも、「社員ひとりひとりが汗を流す運用」を心掛けています。わたしたちの取り組みについては定期的に皆さまへ発信していくので、応援をよろしくお願ひします。

運用部長 山本 潤

当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するファンドをいいます。

※寄与度とは投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める割合または運用管理等に用いる指数における一発行体あたりの構成割合をいいます。

当ファンドが主要投資対象とする国内の金融取引所に上場している株式等には、寄与度が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化等が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

基準価額の変動要因

- ・ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- ・信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者の皆さまに帰属します。
- ・投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。

●価格変動リスク

株式の価格は発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。また、債券の価格は市場金利や信用度等の変動を受けて変動します。ファンドはその影響を受け、組入株式や組入債券の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

●信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

●流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。

●集中投資リスク

当ファンドは、銘柄を絞り込んだ運用を行うため、市場動向にかかわらず基準価額の変動は大きくなる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

収益分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われる
と、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超
えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落するこ
とになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものでは
ありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻
しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが
小さかった場合も同様です。

その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適
用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引
市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期
待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準
価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の
支払いが遅延する可能性があります。
- ・一般的に、時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から
流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引
されることがあります、その結果、基準価額の下落の要因となる場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、リスク管理規程や運用モニタリング規程等の社内規程において、リスク管理の対象と
なるリスク、リスク管理体制および管理方法等が定められています。

- ・委託会社は受託者責任を常に念頭に置いたうえで、投資信託の「投資リスク」を適切に管理するた
め、①運用部門において、投資信託の各種リスクを把握しつつ、投資信託のコンセプトに沿ったリス
クの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理部署によりモニタリング等のリスク管
理を行うこと、を基本の考え方として、リスク管理体制を構築しています。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関して、投資信託の組入資産の流動性リスクのモニタリング等
を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。委託会社の取締役会等では、流動性
リスク管理を含めた実効的なリスク管理体制の整備、運用について監督します。



投資リスク

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2019年1月末～2023年12月末

(%) ■最大値(当ファンド) □最小値(当ファンド) ■最大値 □最小値 ◇平均値

100

80

60

40

20

0

-20

-40

-60

当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 (%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	42.1	59.8	62.7	5.4	14.3	21.5
最小値	—	△ 12.8	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	—	8.4	16.2	7.2	△ 0.7	3.6	4.8

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2019年1月から2023年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。

*決算日に応じた数値とは異なります。

各資産クラスの指標

日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものであります。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものであります。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものであります。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指標です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。



運用実績

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

●基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

●分配の推移

該当事項はありません。

●主要な資産の状況

該当事項はありません。

●年間收益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドには、ベンチマークがありません。

ファンドの運用実績は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。



手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	【当初申込期間】1口当たり1円とします。 【継続申込期間】購入申込受付日の基準価額(1万口当たり)とします。
購入代金	販売会社が定める所定の日までに販売会社の定める方法でお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時まで*に、販売会社所定の事務手続きが完了したものと当日の受付分とします。 ※2024年11月5日以降、当日の受付は、原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までとする予定です。販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	【当初申込期間】2024年4月19日から2024年4月24日まで 【継続申込期間】2024年4月25日から2025年7月24日まで ※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは購入・換金申込の受付けを中止すること、およびすでに受けた購入・換金の申込を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2024年4月25日設定)
繰上償還	委託会社は次のいずれかの場合には、繰上償還することがあります。 ・純資産総額が10億円を下回ることとなった場合。 ・信託契約を解約することが投資者(受益者)のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	原則として、毎年4月24日とします。(休業日の場合は翌営業日) 第1決算日は2025年4月24日とします。
収益分配	原則として、年1回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	電子公告により行い、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページアドレス https://nakano-am.co.jp/ ※なお、やむを得ない事情によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、毎期決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・配当控除の適用があります。 ・益金不算入制度は適用されません。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に対して、 年率1.1% (税抜 1.0%) を乗じて得た額とします。 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 $\text{信託報酬} = \text{運用期間中の基準価額} \times \text{信託報酬率}$
運用管理費用の配分(年率／税抜)	

支払先	配分	役務の内容
委託会社	0.582%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.388%	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、 購入後の情報提供などの対価
受託会社	0.030%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

その他の費用・ 手数料	監査費用、租税、信託事務の処理に要する諸費用等。 監査費用を除くその他の費用・手数料は、その都度信託財産から支払われます。 信託事務の処理に要する諸費用には、以下のものが含まれます。 ・有価証券の売買の際に発生する証券取引に伴う手数料 ・有価証券の保管に要する費用 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査にかかる費用です。 ※これらの費用・手数料等については運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。
----------------	--

※投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

● 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※上記は、2024年2月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

なかのアセットマネジメント
Nakano Asset Management